

# キッチンカー営業申込要領

1. 期 間 令和8年1月10日(土)から令和8年3月29日(日)の間の  
水曜日・土曜日・日曜日・祝日(営業時間:11:30~21:30の間)

2. 場 所 池田温泉本館地内(別紙「営業場所」参照)

3. 申込方法 出店希望者は、下記書類を添えて連絡先までご提出ください。

(期間内は随時受け付けます)

メール: k-shintarou@town.gifu-ikeda.lg.jp

- a. 「池田温泉施設行為許可申請書」
- b. 「露店等出店許可申請書」
- c. 「表明・確約に関する同意書」
- d. 「イベント等への出店個票(営業許可・営業届出施設)」
- e. 「店舗責任者及び使用人一覧表」
- f. 「メインメニューの写真(チラシ掲載用・データでご提出ください)」
- g. 「キッチンカーの営業許可書の写し」
- h. 「生産物賠償責任保険等の証明書の写し」
- i. 「車検証の写し」
- j. 「キッチンカーの外観写真(ナンバープレートが確認できる写真)」

4. 出 店 料 **500円/回**

5. 出店応募資格

次の要件のすべてを満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) キッチンカー(電力・給排水設備を搭載している自動車)を所有する法人、個人
- (2) キッチンカーの営業に係る許可(保健所への申請等)を得ている者
- (3) 保健所が定める適切な衛生管理と加工(調理等)ができる者

※検便検査が必要な場合は、出店者各自で保健所へお申込みください。

6. 出店応募制限

出店する法人又は代表者若しくは個人が次に該当する場合は出店することができません。

- (1) 破産者であって、復権していない者
- (2) 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (3) 禁固刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または、起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け刑期または執行猶予期間が満了していない者
- (4) 申込業種について申込日から過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

- (5) 集団的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (6) 暴力団関係者及びその繩がりがあるとされる者

## 7. 販売品目

キッチンカーにおける販売品目は、次に掲げるものの範囲とします。

### (1) 飲食物

- ア) 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの）
- イ) 現地調理品（売店において調理する食品は簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理されるもの）

### (2) その他、特に池田町長が必要と認めたもの

## 8. その他留意事項

- (1) 営業当日は、11時00分～11時30分にキッチンカーを搬入すること
- (2) 電力、調理及び衛生用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること
- (3) 調理に火気及び加熱する器具を使用する場合、必ず消火器を持参し設置すること
- (4) 出店日には各事業者でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること
- (5) 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと（現状復帰）
- (6) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること
- (7) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合があること
- (8) アレルギー表示、食品表示、PL保険加入は各自で適宜行うこと
- (9) 音楽・楽器の使用は公序良俗の範囲とすること
- (10) 出店にあたり、状況に応じた感染症予防対策を実施すること
- (11) キッチンカーの破損、盗難・紛失等について、池田町は一切の責任を負わないこと
- (12) 虚偽の申請をした場合、出店を停止し、損害賠償請求等をすることがあること

## 9. その他

提出書類を精査の上、後日、該当事業者の方には「池田温泉施設行為許可書」を送付いたしますので、池田温泉施設行為許可書がお手許に届きましたら、連絡先へTELにより  
営業希望日時をお申し込みください。

なお、営業希望日時のお申し込みにあたりましては、先着順とさせていただきます。

【連絡先】

〒503-2428

揖斐郡池田町片山 3021-1 池田温泉本館

TEL : 0585-45-1126

メール送付先 : k-shintarou@town.gifu-ikeda.lg.jp

担当 池田温泉おもてなし統括ディレクター

勝野 慎太郎